

一般社団法人民事信託推進センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人民事信託推進センターと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、信託実務の調査・研究、研修等を通じて、後見・相続・事業承継等の支援、農地・森林の持続及び有効活用、里地里山・景観・歴史的建造物等の保全、並びに地域のまちづくり等、国民の権利と環境の保護などに、信託制度が幅広く活用されることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民事信託及び財産管理実務（身上保護を目的とするものを含む。）に関する調査及び研究並びに調査・研究の受託
- (2) 前項の業務に関する、講演会、研修会、セミナー等の開催
- (3) 受託者、信託法第28条の委託を受ける者、信託監督人、受益者代理人等の養成のための研修会開催
- (4) 民事信託士の養成のための研修会開催
- (5) 第3条の目的を遂行するためのコンサルティング業務
- (6) 書籍の出版
- (7) 前各号に付帯関連する一切の事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人には、以下の会員を置く。

- (1) 社員会員 当法人の事業に賛同する個人で、次条の規定により当法人の社員会員となった者
- (2) 一般会員 当法人の事業に賛同する個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 前条第1号の社員会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

- 2 前条第1号の社員会員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 前条第2号の一般会員になろうとする者は、別に定めたところにより申し込みをしなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動の実施に当たり経常的に生じる費用に充てるため、会員は理事会で定める規定に基づき入会金及び会費等を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則等に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1か月以上履行しなかったとき
- (2) 総社員会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (4) 反社会的団体に所属していることが判明したとき、又は所属していたとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員会員による招集請求)

第15条 総社員会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員会員の議決権の過半数を有する社員会員が出席し、出席した当該社員会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員会員の半数以上であって、総社員会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 社員総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 当法人に、理事15名以内を置き、監事3名以内を置くことができる。

- 2 理事のうち2名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち5名以内の業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事及び監事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 監事は、理事の業務執行を監督する。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任意の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第6章 理事会

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 規程等の改廃

(招集)

第26条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第28条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、理事会に出席した代表理事及び監事は、議事録に記名押印又は署名する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第31条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第32条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は当法人の目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年12月31日までとする。

(規程)

第38条 次の事項は、定款で定めるものを除いて規程でこれを定める。

- (1) 会費に関する規程
- (2) 前号に定めるもののほか定款の実施に関して必要な規程

平成23年9月13日 成立

平成31年2月18日 全面改訂、同日施行